

辯護士文書一四〇〇一F一四

布告第二、四一三號

一九四〇年七月二日大統領ルーズベルト署名

一九四〇年七月二日可決せられたる法令「國防強化促進法」第六節は次の如く規定してゐる。

「大統領は、國防上宜用裝備品或は軍需品若しくはその部分品、機軸類、器具類及びその製作、取扱、或は操作に必要を材料の輸出を禁じ若しくは輸出を制限することを必要と認めたる時は、大統領の定める法規、規則に依る場合以外は、その輸出を、布告によつて、禁止又は制限することが出来る。その布告には、その禁止或は制限をする物品或は資材が記載せられる。いづれの布告の條項或は本法に於いて布せられる法規、規則に違反者は有罪の判決あれば一萬ドル以下の罰金若しくは二箇年以内の禁錮を科せられるか或はこの罰金及禁錮を併科される。この法令に依て認められた権能は、國會に於て他に定むる所がなければ一九四二年六月三十日を以て終了する。」

依つて余、アメリカ大統領フランクリン、D、ルーズベルトは該法令によつて與えられたこの機能によつて、茲に該法令第六節の規程の施行を輸出統制局長官に命じ、輸出統制局長官は余が、國防上、時に應じて定める法規、規定に従つて該規程を施行することを布告する。

而して余は又前記の輸出統制局長官の勸告によつて、一九四〇年七月五日以後は、下記の表に掲ぐる物品及資材は、各々下記に定むる許可を得た場合の外は、アメリカ合衆國から輸出せられぬようにすることとは、國防上必要であると認めたとを茲に布告する。

一、一九三七年五月一日附大統領布告第二二三七號に定められた武器、軍需品、兵器、

二、次に掲げる重要資材及この重要資材を用ひたる製品

- a アルミニウム
- n 雲母
- b アンチモニー
- o 硫水 鑛
- p 光學用レンズ
- 石 綿

- H 苛性ソーダ
 - I 無水醋酸ソーダ
 - J ストロンチウム化合物類
 - K 濃硫酸
- 四、次に掲ぐる製品
- a 一九三七年五月一日附大統領布告に載せられたるもの以外の航空機部分品、整備品附屬品
 - b 一九三七年五月一日附大統領布告に載せられたるもの以外の装甲板
 - c 防碎硝子（有機硝子）或は防弾硝子
 - d 漆土、光學的に透明なもの
 - e 艦上射撃指揮用器具及航空機器具用の光學用材等
- 五、次に掲ぐる工作器具
- 次の用途に使用せられる金屬工作器具
- 一、熔融或は鑄造
 - 二、壓搾による型打貫
 - 三、動力による截斷、研磨
 - 四、鍛接

Ref No #1400 F-4

而して余は茲に國務長官に對し、右記の物品及資材にして、未だその輸出に關し國務大臣よりの認可を得たき申出のなきものの輸出を認め
る許可證を交付する權能を與え、且又國務長官に對して、前記諸法規
規則或は時に應じて輸出統制局長官より國務長官に達せらるゝ特別指
示に従つて右に掲げた物品及資材の輸出を認める許可證を交付する或
は交付することを拒む權限を與え且之を命ずる

而して余は茲に全アメリカ合衆國市長及如何なる者も前記法令第六
節の條項、本布告の條項及これによつて達せられる法規の條項に違背
することなきよう戒諭し且、該條項に違背する者は是に起訴されるこ
とを警告する。

而して余は茲にその法律實施の任に當るアメリカ合衆國の全官吏に
對して前記法令、余の布告及これに應じて達せられる法規の違背され
ることを防止し且これに違反する者を審理處罰するに當つて力を盡
すことを命ずる。

Haydoc #1400 F-4

以上述べたることの證として余は茲に署名の上アメリカ合衆國獨立
第六十四年七月二日東部標準時午前十一時ワシントン市に於て、

(國

フランクリン。D。ルーズベルト

大統領の命に依り

國務長官。コーデル。ハル

「一九三一年より一九四一年の間に於ける日米外交關係第二卷拔萃

二二一頁—二二三頁